

P F I 事業を実施するに当たっての実務上の参考指針としてのガイドラインに 関するヒアリング対象者の公募について

1 . ヒアリングの目的

民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会及び評価基準部会が合同して、P F I 事業を実施するに当たっての実務上の参考指針としてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を検討するに当たり、その参考とするため、これら部会の構成メンバーにより、ガイドラインの内容及び留意点についての意見をP F I 事業やP F I 類似事業に係る具体的経験等を有する方からヒアリングします。

2 . 意見の申出

上記ヒアリングで意見の陳述を希望する方は、予め意見申出書を作成の上、郵送で次のとおり提出して下さい。郵送以外の方法では受け付けません。

(1)意見申出期間

4月14日から4月27日まで（必着）

(2)意見申出方法

意見申出書は、A4横書きとし、意見の要旨（一枚）及びP F I 事業やP F I 類似事業に係る具体的経験等の内容並びに住所、氏名、年齢、職業、主な経歴、連絡先電話番号（日中連絡がつくもの）を記述し、7 . の送付先まで送付して下さい。

意見は、P F I 事業やP F I 類似事業に係る具体的経験等に基づいた、実際にこれら事業を行う上での実務上の指針となるガイドラインの内容及び留意点についての意見とします。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）の内容に適合しないものは対象になりません。なお、当該経験等については、内外の具体例についての知識に基づくものでも可です。

また、グループによる意見の場合には、意見陳述を希望する方が一名、グループを代表して意見申出書を作成、提出して下さい。この場合、グループの意見である旨とグループの概要を明記して下さい。

3 . 意見陳述人の選定

意見陳述人は、意見申出書に基づき、民間資金等活用事業推進委員会事業推進部長

及び評価基準部会長において、選定させていただきます。なお、結果につきましては、応募者全員に文書で連絡いたします。また、選定された方には、別途本人に直接電話により連絡するものとしますが、5月17日（水）17時までに意見申出書に記載された連絡先電話番号により連絡が取れなかった場合には、意見陳述を辞退されたものとさせていただきます。

4．意見申出書の取扱い

提出していただいた意見申出書及び意見陳述内容は、今後のガイドラインの検討の参考とさせていただきます。

5．ヒアリング日時、場所等

(1)日時及び場所

平成12年5月26日（金）13時から
永田町合同庁舎又は総理府本府の会議室

(2)陳述時間

一陳述人につき、30分以内（発言15分、質疑応答15分）としますが、陳述人の数によっては、時間を短縮することもあります。

6．ヒアリングにおける注意事項

- (1) 意見陳述人は先に提出している意見申出書の趣旨に合致しない意見陳述は御遠慮下さい。
- (2) 会議出席者は意見陳述人に質問することができますが、意見陳述人は質問の趣旨を確認する場合を除き質問することはできません。
- (3) 意見陳述人は代理人への意見陳述依頼はできません。
- (4) 会場までの交通費、謝金等は支給されません。
- (5) 意見陳述人に対しては、やや詳しいレジュメ等の提出を求めています。

7．意見申出書の送付先及び問合せ先

内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎3階

電話 03-3502-7319、03-3502-7346